

2024年12月度留学生説明会「冬期休暇にあたって」

もうすぐ冬期休暇（年末年始）になります。今回はこの時期に特に気を付けていただきたい内容について説明します。

1. 後期学納金について

後期学納金の「学納金延納願」を提出し受理された方は、最終期限の**12月20日（金）**までに納入してください。12月20日（金）までに完納できない場合、除籍となってしまいます。くれぐれも注意してください。

2. 3年生対象の健康診断および写真撮影（CDC 主催）について

2025年2月6日（木）に、3年生を対象とした、就職活動のための健康診断と写真撮影（履歴書用）を行います。日本で就職を希望している人は必ず参加してください。



3. 冬期休暇について

○冬期休暇は、12月25日（水）～1月5日（日）です。

○暴飲、暴食に気をつけ、特に飲酒（20歳未満は禁止）は節度を持ってください！

○一時帰国する場合

- ・必ず指導教員へ説明した上で、事前に「帰国（旅行）届」とEチケットのコピーを学生課へ提出してください。
- ・ビザ・在留カードの期限を確認し、必ず有効期限内に日本に戻ってください。
- ・事前に家賃や水道・ガス・電気料などの支払いを済ませてください。

※欠席届は、病気・けが・就職活動・サークル活動および忌引きの場合に限り提出できます。それ以外の私的理由での欠席は原則として受理できません。

○冬期休暇中もアルバイトの上限時間を厳守してください。

- ・通常は週28時間以内
- ・大学が定める長期休暇（春季・夏季・冬期）間は週40時間以内

※休暇日程についてはホームページに学年暦を掲載しています。アルバイト先の問合わせに活用してください。（トップページ>在学生の方>講義・試験について>2024 学年暦）

○年末年始（12月29日～1月3日）間、学生駐車場は太宰府天満宮参拝用の臨時駐車場（有料）として使用されます。

○交通事故にあったら、被害、加害のいずれも迷わず警察（110番）に連絡しましょう。

○大学からの電話の際、出られなかった時は必ず折り返し電話してください。



092-928-4000（代表）

4. 日本では賭け事は禁止されています。

遊びのつもりで、友人とお金を賭けてトランプや麻雀をしたことがある人がいるかもしれませんが、日本国内では、**賭け麻雀、賭けトランプも、たとえ少額でもお金や財物（ブランド品など）を賭けたら違法となります。**これは、日本の刑法第 185・第 186 条が根拠となり、「**賭博をした者は、50 万円以下の罰金又は科料に処する。**」と規定されています。

軽い気持ちで始めたばかりに、犯罪行為をしていたということにならないよう絶対にやめましょう。賭け事に負けて、お金を払う事ができなくて暴行されたり、監禁されたという事例もあります。くれぐれも注意して下さい！

5. 国民健康保険について

留学の在留資格を持ち、日本に 3 か月を超えて滞在する場合は、国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険に加入すると、医療機関に治療を受けたときにかかる自己負担が、総医療費の 3 割で済みます。加入手続きが完了すると「保険証」が自宅に郵送されるので、紛失しないように注意してください。また自分の保険証を他人に貸すことはできません。また保険加入者には『高額療養費制度』が適用されます。高額療養費制度とは、1 ヶ月（1 日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。現在の自己負担限度額は住民税非課税者等の場合、35,400 円です。

【医療機関にかかりたいけど、何科に行ったらいいの？】

- ・身体の不調や熱が出た時：「**内科（ないか）**」

※熱が高い場合は、コロナやインフルエンザが疑われ、感染を広げる恐れがあるため、病院へ行く前に電話をしてから行く、または受付で熱が高いことを伝えましょう。

- ・お腹の調子が悪い時：「**内科（ないか）**」や「**胃腸科（いちょうか）**」
- ・ケガをした時：「**外科（げか）**」や「**整形外科（せいけいげか）**」
- ・生理痛、生理不順など：「**婦人科（ふじんか）**」
- ・皮膚が痒い、やけどなど：「**皮膚科（ひふか）**」 など

※いきなり大きな病院へ行くと、初診の場合、高額の自己負担が発生してしまう事があるため、まずは『～医院』、『～クリニック』、『～内科』といった近隣の小規模な医療機関を利用するようにしましょう。受診した結果、大きな病院での精密検査が必要となったときには、『紹介状』を用意してくれるはずです。家の近くのクリニックをあらかじめ調べておくといいでしょう。

また、診療の受付時間をホームページなどで確認してから受診しましょう。

※受診時の領収書は大切なもので、後日必要になる場合があります。なくさないようにしましょう。

「医療」について、基本的なルールが知りたい・どんな制度があるのか

○出入国在留管理庁「生活・就労ガイドブック」第 6 章（やさしい日本語）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001423890.pdf>

6. 国民年金について

留学生の皆さんも日本国内に住んでいる 20 歳以上の人は全て国民年金に加入するということになっています。ですが、学生さんの場合は前年の所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料を納めることが猶予される「学生納付特例」という制度があります。

学生納付特例は国民年金の加入手続きと同時に申し込むことができます。

支払うことが難しい場合は一度申請してみましょう。

【申請先】 ・住民登録をしている市役所・区役所
・近くの年金事務所

○日本年金機構「国民年金保険料の学生納付特例制度」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>

7. その他

○クリスマスパーティー開催について

12月11日（水）17：50～、クリスマスパーティーを開催します。2号館カフェテリアにて、ぜひ参加してください！